

業務仕様書

2024—2026 年度課題別研修「学校運営改善を通じた質の高い学びの保障(コミュニティ協働の観点から)」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構四国センター(以下「JICA 四国」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書(様式 1)の提出を公募する。

1990 年代、アフリカ諸国では学校を基盤とする学校経営 (SBM) を導入することで教育管理の地方分権化に向けた改革が実施された。SBM では、効率的な資金調達や教育サービスの質の向上を目指し、校長、教員、保護者、時には生徒や他の地域住民に意思決定を委譲し、各学校に学校運営委員会 (SMC) を設置することで、事業展開していくことが期待される。そのため研修内容として、地域住民の参画を得て学校運営委員会を機能させ、初等教育へのアクセスと質の改善(特に子どもの基礎学力の向上)を図るための実践的手法を取り扱う。本研修を通じ、研修員は住民参加による教育開発のためのアプローチの理論及び実践を習得し、帰国後に各国で同アプローチをもとにした研修を地域住民及び学校関係者等に対して実施することが期待される。

本業務の遂行にあたっては、鳴門教育大学(以下「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定である。

サブサハラアフリカでは、初等教育への就学率が向上したものの、最終学年への到達率は未だ 55%にとどまっており、この地域の 4 年生(約 9 千万人)の内、およそ 60%は読み書きや算数の基礎知識に欠け、一方人口は今後も増加傾向にあることから、「学習危機」が懸念されている。学校レベルでの子供の学びにおける具体的な成果をもたらす措置を取ることが急務であると考えられる。

特定者は、学校教育学部及び教職大学院の教員就職率がともに全国上位を誇る教育の単科大学であり、教員養成において他機関に比して傑出した実績がある。また、教員養成のための国際協力を実施する専門機関である教員教育国際協力センターを有する唯一の大学でもあり、2000 年から長期にわたり JICA の教育分野での研

修を継続的に受託し、これまでに 1200 名以上の開発途上国の教育関係者を対象に本邦研修を実施してきた。本コースの対象であるアフリカ地域においても、例年 JICA の実施する課題別研修、国別研修を複数コース受託しており、大学独自に研修成果の現地でのフォローアップ調査を行い、現地の状況に合わせた研修プログラムの立案・実施に精通している。また、アフリカ各国の JICA プロジェクトに継続的に短期派遣専門家を派遣していることから当該地域の教育協力を豊富な知見を有しているほか、2021 年度より 3 年間、本研修の受託機関であったことから、本研修講義内容として取り組むための講師や視察先選定および本研修の進行監理としての手配・調整を円滑に行うことが出来ると想定される。

特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えているが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

1. 業務内容

(1) 業務名:

2024—2026 年度課題別研修「学校運営改善を通じた質の高い学びの保障(コミュニティ協働の観点から)」に係る研修委託契約

(2) 案件概要:

「研修委託業務概要」(別紙2)のとおり

(3) 研修コース実施期間:(来日研修)

2024 年度:2025 年 1 月 27 日から 2025 年 2 月 14 日まで

2025 年度:2026 年 1 月から 2025 年 2 月まで(予定)

2026 年度:2027 年 1 月から 2025 年 2 月まで(予定)

(4) 契約履行期間:

2024 年 12 月中から 2025 年 3 月 31 日(予定)

契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む

(特段の問題がない限り、2025 年度、2026 年度も単年度ごとに契約する)

2. 応募資格

(1) 基本的要件:

1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、

「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者

- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2)その他の要件:以下の経験・要件を有すること。

- 1)業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 2)業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 3)日本政府の政策評価制度を所管する総務省や同評価の実施に関わっている日本評価学会との関係が構築され、開発途上国を対象とした評価人材の育成に係る研修を実施した経験を有すること。
- 4)開発途上国において、政策評価に係る技術協カプロジェクトに携わった経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

| | | |
|-----------------|------|--|
| (1)参加意思確認申請書の提出 | 提出期間 | 2024年11月22日(金)正午まで |
| | 提出場所 | JICA 四国 業務課 |
| | 提出書類 | 下記参照のこと。 |
| | 提出方法 | メール。下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着。 |

| | | |
|------------------|-------|-------------------|
| (2)審査結果の通知 | 通知日 | 2024年11月27日(水)に通知 |
| | 通知方法 | メール |
| (3)審査結果についての理由請求 | 請求場所 | JICA 四国 業務課 |
| | 請求方法 | メール |
| | 請求締切日 | 2024年11月29日(金) |
| | 回答予定日 | 2024年12月6日(金) |
| | 回答方法 | メール |

提出書類:

- 1)参加意思確認書(様式 1)

2) 提出場所・メールアドレス

〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階

JICA 四国（担当：谷本 亜紀）

電話：087-821-8824 Email: skictpr@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）のURLと同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 四国では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の17時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 四国へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3. (3)を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の

詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

(8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

(9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。

(10) 契約保証金：免除します。

(11) 共同企業体の結成：認めません。

以上

2024-2026 年度課題別研修「(研修コース名称)」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度、2026 年度については、別紙 1「業務仕様書」を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2024-2026 年度課題別研修「学校運営改善を通じた質の高い学びの保障（コミュニティ協働の観点から）」コース

(2) 技術研修期間（予定）

2025 年 1 月 27 日から 2025 年 2 月 14 日まで

(3) 研修員（予定）

1) 定員 10 名

2) 研修対象国

エチオピア (2)、ガーナ (2)、ナイジェリア (1)、マラウイ (1)、モロッコ (1)、ルワンダ (1)、レバノン (1)、南スーダン (1)

※ () 内は人数

3) 研修対象組織・対象者 教育省（初等・前期中等教育所掌）

(4) 研修使用言語 英語

(5) 研修の背景・目的

本研修は、地域住民の参画を得て学校運営委員会を機能させ、初等教育へのアクセスと質の改善（特に子どもの基礎学力の向上）を図るための実践的手法を取り扱う。本研修を通じ、研修員は住民参加による教育開発のためのアプローチの理論及び実践を習得し、帰国後に各国で同アプローチをもとにした研修を地域住民及び学校関係者等に対して実施することが期待される。

(6) 案件目標

参加者が、地域住民の参画を得て学校運営委員会を機能させ、初等教育へのアクセスと質の改善（特に子どもの基礎学力の向上）を図るための研修を地域住民及び学校等に対して行えるようになる。

(7) 単元目標（アウトプット）

- 1) 参加各国の教育開発の現状（特に子どもの基礎学力）に対し、住民参加による教育開発の教育政策における位置づけ及び役割が理解される。
- 2) 住民参加による教育開発アプローチの理論的枠組みと実践例が理解される。
- 3) 住民参加による教育開発（子どもの基礎学力向上のための取組みを含む）のための手法が習得される。
- 4) 参加各国で実施可能な住民参加による教育開発のためのパイロット活動計画・予算案（研修資料案を含むが作成される）。

(8) 研修内容

1) 研修項目

【事前活動】

参加者は自国における教育開発の現状（特に子どもの基礎学力）及び地方教育行政（特に学校運営委員会）の制度についてレポートにまとめて提出する。

- ア. 講義・ワークショップ：日本の教育開発の歴史、住民参加型学校運営の世界的潮流、参加国における子どもの基礎学力の現状分析
- イ. 講義・視察：JICAの住民参加による教育開発の取組事例と成果の概要、日本における住民参加型学校運営の制度と実践、日本における基礎学力向上の取組
- ウ. 講義・ワークショップ：学校運営委員会の機能化のためのミニマム・パッケージ（学校運営委員会の民主的設置、学校活動計画の策定、モニタリング・支援体制）、子どもの基礎学力向上のためのミニマム・パッケージ（テスト実施、ファシリテーター研修、ドリルを用いた補習活動）
- エ. 講義・ワークショップ：参加各国におけるパイロット活動計画・予算案の策定（研修資料の作成含む）

【事後活動】

参加者は、各国で住民参加による教育開発のためのパイロット活動を実施する。

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来

日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等について対面・オンデマンド等にてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年12月中旬～2025年3月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

本研修コースに関し、以下の業務を含む一連の業務を実施する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取

- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上